

通所リハビリテーション重要事項説明書

通所リハビリテーションの提供に当たり、事業所の概要や提供するサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	公益社団法人福岡医療団
法人設立年月日	昭和38年10月
主たる事務所の所在地	〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代5丁目18番1号
代表者	公益社団法人福岡医療団 代表理事
電話番号	092-651-3220
ホームページアドレス	https://www.sfid.jp/

2 事業所の概要

事業所の名称	千鳥橋病院附属新室見診療所
事業所の所在地	〒819-0022福岡市西区福重5-1-27
代表者	新室見診療所 所長
電話番号	092-891-3711
FAX番号	092-882-6080
事業所番号	4011119791
通常の事業の実施地域	福岡市西区、早良区の範囲

3 運営の方針

- ・事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- ・事業者は、身体拘束廃止の取り組みを重視するなど、利用者の人権が損なわれることのないよう研修や実践に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその義務を遂行します。
- ・利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。本契約に定めのない事項については介護保険法令、その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

4 提供するサービスの内容及び手順

(1) サービス内容

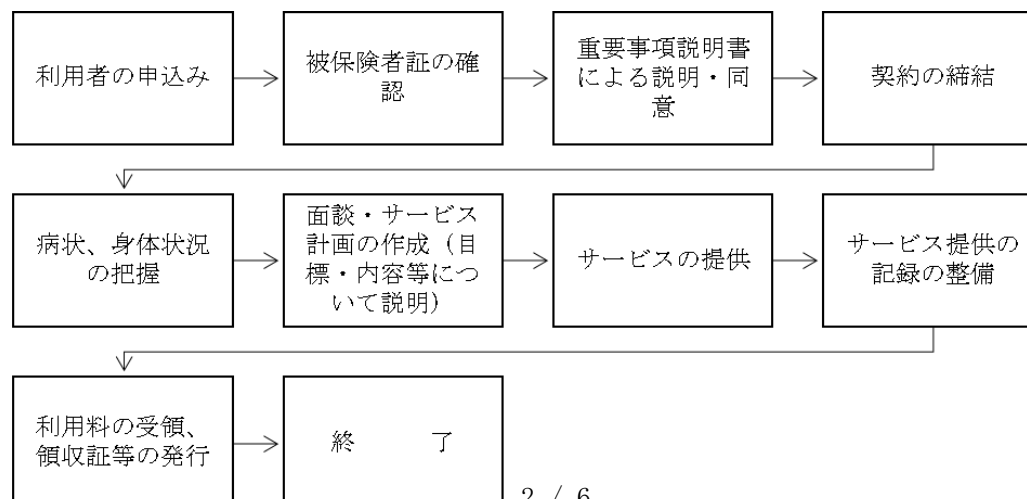
個別リハビリテーション	理学療法士による利用者の状況に適した個別リハビリテーションを行い、身体機能・動作能力の維持回復および生活の質の向上に努めます。
送迎	事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食事	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
入浴	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
整容	個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
排泄	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
アクティビティ	教養娯楽、各種レクリエーションや行事企画を提供します。
健康管理・服薬管理	利用者の状態に照らして適切な健康管理・服薬管理を行います。
訪問指導	ご自宅に訪問し、生活場面に必要な動作などの助言や支援を行います。
生活支援・相談援助	利用者とその家族への生活支援や相談援助を行います。

(2) 従業者の禁止事項

サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

(3) サービス提供の手順



5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 土曜、日祝日、12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。	
営業時間	月曜日から金曜日	午前9時から午後3時まで

6 事業所の従業者の体制

職種	常勤	非常勤	合計
管理者(医師)	1人		1人以上
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	1人以上		1人以上
看護師	1人以上	人以上	1人以上
介護職員	人以上	1人以上	1人以上

7 利用料等

(1) サービス利用料

お支払いいただく「利用者負担金」は、「重要事項説明書別紙」に定めた金額をもとに計算された額とし、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。この金額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の基準に基づくものです。ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(2) その他の費用

その他、費用の徴収が必要になった場合は、その都度、利用者又はその家族に説明同意を得たものに限り徴収するものとします。

(3) 支払い方法

毎月、前月分の利用料の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

8 サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) 当院は館内及び敷地内全館禁煙を実施しています。
- (2) 危険物、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- (3) 所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とします。また、利用者間での金品のやり取りはトラブルのもととなりますので、禁止させていただきます。
- (4) 他の利用者への迷惑行為（暴言・暴力・セクハラ）は禁止です。
- (5) 食べ物・飲み物に関わらず、おやつを持参はご遠慮下さい。
- (6) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、事業所にご連絡ください。
- (7) 利用者が、病院等に入院し、明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、一旦サービスを終了させていただくことがあります。

- (8) 利用者都合で3ヵ月を超えて利用がない場合、一旦サービスを終了させていただくことがあります。
- (9) 安全性の確保の為、原則として利用時間内に許可無く院外へ外出されることはご遠慮ください。
- (10) お休みされる場合は利用当日の午前8時30分時迄に連絡をお願い致します。それまでに連絡がない場合には昼食代が発生致します。
- (11) 通所利用時間中の内科受診や歯科受診は介護保険制度上利用頂くことはできません。急変時は医師の判断のもと、利用を中止して医療保険で対応させて頂く場合があります。
- (12) 送迎は、通所リハビリと自宅の間とさせていただきます。その他の場所への送迎は介護保険制度上実施できません。

9 記録の保管

事業者は、通所リハビリの提供に関する記録をつけることとし、完結してから5年間保管します。

10 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

11 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

12 事故発生時の対応

事業所は、事故が発生しないようサービスの提供に万全を期します。常に安心・安全のサービス提供を行ないます。

万が一、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	(保険会社名) 三井住友海上火災保険株式会社
保険名	(保険名) 民医連・介護事業所責任保険

13 非常災害対策

事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）： **新室見診療所 事務長**

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

14 虐待防止のための取り組みについて

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- (1) 従業員に対し、人権の擁護、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施しています。

15 身分証携帯義務

従業員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

16 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 092-891-3711
	受付時間 月曜日から金曜日 9時から17時 土曜日 9時から13時 窓口担当 新室見診療所 事務長
苦情管理責任者	電話番号 092-651-9807
	受付時間 月曜日から金曜日 9時から17時 土曜日 9時から13時 責任者 福岡医療団介護福祉部部長

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	西区役所保健福祉局介護保険課	電話 092-895-7063
	福岡県保健医療介護部介護保険課	電話 092-643-3321
	福岡医療団本部介護福祉部	電話 092-651-9807
	福岡県国民健康保険団体連合会	電話 092-642-7859

17 サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

- (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- (2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

- (3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが特別な理由なく3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、1ヶ月以内に支払われなかった場合
- ・利用者又は、その家族が事業者やサービス従業者に対し、本契約を継続し難いハラスメント・暴力行為や不信行為を行い、口頭又は文書による改善催告を行ったにもかかわらず改善が見られない場合